

3 障がい者

雇用障害者数、実雇用率とも過去最高を更新／ 精神障害者の短時間のカウント方法を変更へ

厚生労働省「障害者雇用状況の 集計結果」

雇用障害者数、実雇用率とも 過去最高を更新

厚生労働省は2017年12月12日、「平成29年 障害者雇用状況の集計結果」をまとめ、公表した。それによると、50人以上規模の民間企業に雇用されている障害者数は、前年より4.5%（2万1,421.0人）増加の49万5,795.0人となり、14年連続で過去最高を更新した。また、雇用する常用労働者数に占める、障害者である常用労働者数を算出した「実雇用率」についても6年連続の過去最高で、1.97%（前年は1.92%）となった。結果として、（全9万1,024社中）法定雇用率を達成した企業の割合は50.0%（同48.8%）となり、平成10年（50.1%）以降、19年ぶりに50%台を回復した。同省では、「企業における障害者雇用に対する理解が進んでいる。また、2018年4月1日より、法定雇用率が民間企業で、（現行の2.0%より）2.2%に引き上げられることから、更に取り組みを進めている事業者もあるのではないか」などと見ている。

精神障害者の雇用者数が大幅に増加

「障害者雇用促進法」では、常時50人以上を雇用する事業者に対し、常時雇用する労働者の一定割合（「法定雇用率」：民間企業では2.0%）以上の障害者を雇用するよう義務付けている。同省では、同法に基づき、毎年6月1日現在の障害者の雇用状況に係る報告

を求めており、公表資料はそれを集計したものになる。

それによると、50人以上規模の民間企業に雇用されている障害者（計49万5,795.0人）の内訳は、身体障害者が33万3,454.0人（対前年比1.8%増）、知的障害者が11万2,293.5人（同7.2%増）、精神障害者が5万475.5人（同19.1%増）となった。いずれも前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きくなっている。同省では「ハローワークでの登録も、特に精神障害者が伸びている。2018年から精神障害者の雇用が義務化される（法定雇用率の算定基礎に精神障害者が加わる）ことを案内していることも、寄与しているのではないかなどとしている。

雇用障害者数は全ての企業規模 で前年より増加

また、企業規模別に見ると、雇用されている障害者数は、50～100人未満規模で4万5,689.5人（前年は4万3,503.0人）、100～300人未満で9万9,028.0人（同9万3,480.0人）、300～500人未満で4万4,482.0人（同4万3,378.0人）、500～1,000人未満で5万8,912.0人（同5万7,069.5人）、1,000人以上で24万7,683.5人（同23万6,943.5人）となった。全ての企業規模で前年より増加したが、特に100～300人未満と1,000人以上の伸びが大きい。同省では、「2015年4月から『障害者雇用納付金制度』（法定雇用率を下回る場合に納付が必要）の申告対象範囲が拡大された（常時200人超→100人超へ）ことも関係しているのではないかなど見ている。

法定雇用率達成企業の割合も 全規模区分で前年より増加

「実雇用率」を規模別に見ると、50～100人未満が1.60%（前年は1.55%）、100～300人未満が1.81%（同1.74%）、300～500人未満が1.82%（同1.82%）、500～1,000人未満が1.97%（同1.93%）、1,000人以上が2.16%（同2.12%）で、500～1,000人未満と1,000人以上で全体の雇用率（1.97%）以上となった。

また、産業別に見ると、「医療、福祉」（2.50%）や「生活関連サービス業、娯楽業」（2.15%）、「電気・ガス・熱供給・水道業」（2.11%）、「農、林、漁業」（2.04%）、「運輸業、郵便業」（2.04%）、「製造業」（2.02%）で法定雇用率を上回っている。雇用されている障害者の数は、「農、林、漁業」以外の全ての業種で、前年よりも増加した。

こうしたなか、法定雇用率を達成している企業の割合は、50～100人未満で46.5%（前年は45.7%）、100～300人未満で54.1%（同52.2%）、300～500人未満で45.8%（同44.8%）、500～1,000人未満で48.6%（同48.1%）、1,000人以上で62.0%（同58.9%）となり、全ての規模区分で前年より増加した。

一方、法定雇用率の未達成企業は4万5,471社となった。このうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が、67.3%と過半数を占めている。また、障害者を1人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）は2万6,692社で、未達成企業に占める割合は58.7%となった。

なお、平成29年6月1日現在で特例子会社（親会社の実雇用率に算入できる、障害者の雇用に特別の配慮をした子会社）の認定を受けている企業は、前年より16社多い464社で、雇用されている障害者数は2万9,769.0人となった。雇用者数の内訳を見ると、身体障害者が1万,699.5人で、知的障害者が1万5,402.0人、精神障害者が3,667.5人となっている。

障害者雇用促進法施行規則の改正省令案要綱は妥当／労働政策審議会障害者雇用分科会

厚生労働省の労働政策審議会障害者雇用分科会（分科会長＝阿部正浩・中央大学経済学部教授）は2017年12月22日、諮問された「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、「厚生労働省案の通り、妥当と認める」とした。

精神障害者の短時間労働も1人みなしで

これに伴い、精神障害者の短時間労働者（週20時間以上30時間未満）を巡っては、新規の雇入れから3年以内か、精神障害者保健福祉手帳の取得か

ら3年以内で、平成35年（2023年）3月31日までに雇入れられた者等については、（現行1人につき0.5人カウントのところ）1人につき1人みなしでカウントされる見通しになった。こうした内容で省令が改正され、2018年4月1日より施行される。

退職から3年以内の再雇用は対象外

ただし、こうした特例の留意事項として、「退職後3年以内に、同じ事業主（子会社特例や関係会社特例、関係子会社特例または特定事業主特例の適用を受けている事業主の場合は、これらの特例の適用を受けている当該事業主以外の事業主を含む）に再雇用された場合は、特例の対象にしない」とし、また、「発達障害により知的障害があると判定されていた者が、その発達障害により精神障害者保健福祉手帳を取得した場合は、判定の日を精神保健福祉手帳取得の日とみなす」などとしている。

なお、省令の改正に当たっては、平成25年改正法で精神障害者の雇用が義務化されたことに伴い、精神障害者に関する特例を定めた規定の削除や、「対象障害者」という定義への転換等、所要の規定整備も行うとしている。

図表 精神障害者の職業紹介状況



資料出所：第74回労働政策審議会障害者雇用分科会資料より引用。

求職・就職者数が増加も、半数以上は離職

精神障害者の雇用を巡っては、この10年で新規求職者数が3.8倍、就職者数も4.9倍と着実に増加した（図表）。だが、障害者の職場定着の状況（「障害者の就業状況等に関する調査研究」（2017年、JEED）より）を見ると、就職から1年経過後の職場定着率が、身体障害者で60.8%、知的障害者で68.0%、発達障害者で71.5%等となっているのに対し、精神障害者では49.3%と半数以上が離職しており、定着困難者が多くなっている。

こうしたなか、障害者を短時間労働者（週20時間以上30時間未満）で雇用する場合は、（週30時間以上であれば1人につき1人カウントのところ）1人を0.5人としてカウントしてきた経緯がある（なお、重度身体障害者、重度知的障害者は1人を2人、短時間重度身体障害者、短時間重度知的障害者は1人に相当するとしてダブルカウントしてきた）。関係団体の要望等を踏まえた今回の見直しで、精神障害者の就労機会の拡大と職場定着に繋げたい考えだ。（調査部）